

塩尻市議会委員会条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 福祉教育委員会 6人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 健康福祉事業部の所管に属する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>市民交流センター・生涯学習部</u>の所管に属する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ こども教育部の所管に属する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 福祉事務所の所管に属する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 福祉教育委員会 6人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 健康福祉事業部の所管に属する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>市民交流センター</u>の所管に属する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ こども教育部の所管に属する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 福祉事務所の所管に属する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">カ 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 略</p>